

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と見直しの背景

鹿屋市（以下「本市」という。）では、平成 22（2010）年 3 月に「鹿屋市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「未来につなごう 快適環境のまち かのや」を目指すべき環境像として掲げ、環境施策の推進に取り組んできましたが、環境を取り巻く国内外の情勢に様々な変化が生じています。

我が国の一例としては、働き方の多様化により第一次産業が縮小したことで、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加したことや、自然環境に外来種を解き放つことで生物多様性の低下を招いたことなどが挙げられ、環境保全の取り組みに深刻な影響を与えています。

国際社会においては、地球温暖化^{*}の影響によるものと考えられる海面上昇に伴い、動植物の絶滅リスクが増すなどの地球規模の問題と、現在の経済や社会体制の持続を可能にするための問題の両立について、世界的な危機意識が高まっています。そのため、平成 27（2015）年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」が採択され、世界各国は考え方を大きく転換（パラダイムシフト）しています。

このような国内外の情勢に的確に対応するため、国は平成 30（2018）年 4 月「第五次環境基本計画」を閣議決定し、地域が有する豊かな自然環境などのポテンシャルを持続可能な形で最大限活用することで、環境・経済・社会の統合的向上を図り、我が国の地域の活力を最大限に発揮することを提唱しています。

このような認識のもと、世界や国の動向、社会情勢の変化や前計画の検証結果等を踏まえ、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを定めた「鹿屋市環境基本条例」第 9 条の規定に基づき、新たに第 2 次鹿屋市環境基本計画（以下「本計画」という）を策定しました。

また、本計画中の第 4 章第 4 節地球環境については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づく区域施策「鹿屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとして策定しています。

鹿屋市環境基本条例

第 9 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第 19 条 1（略）

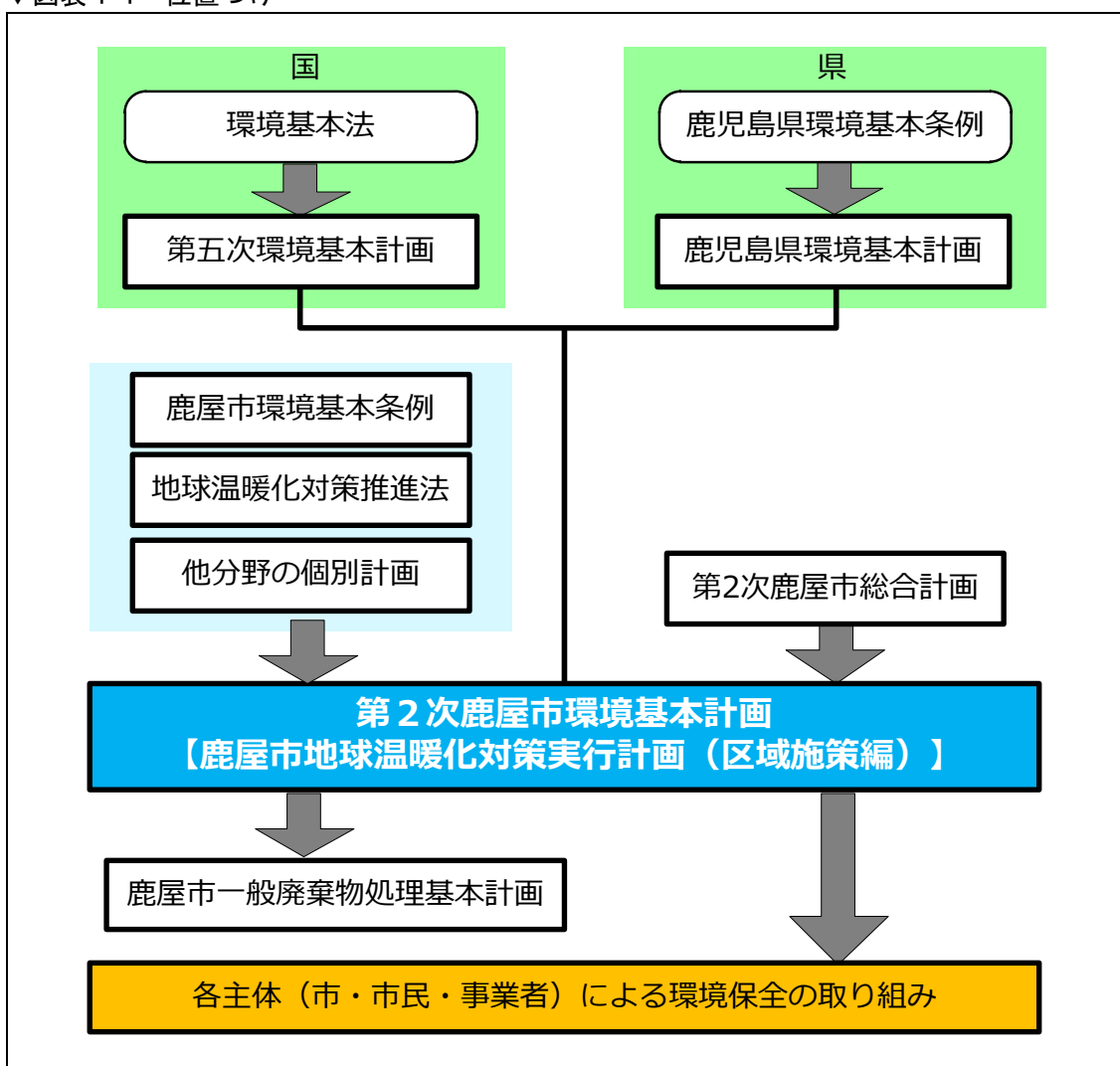
2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス^{*}の排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第2節 位置づけ

本計画は、鹿屋市環境基本条例に基づき策定するもので、本市の施策全般を通じての環境面における最も基本となる計画です。

また、第2次鹿屋市総合計画により示された、まちづくりの将来像である『ひとが元気！まちが元気！「未来につながる健康都市 かのや」』を実現するための環境関連施策・事業の基本指針として、関連計画をはじめ国や鹿児島県の各種計画と整合性を図りつつ展開します。

▼図表 1-1 位置づけ



第3節 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画の対象期間とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、令和6（2024）年度を中間見直し年度とし、計画内容の見直しを行うこととします。

▼図表 1-2 計画期間



第4節 計画対象の範囲

本計画で取り組む環境要素の範囲は、市民の身近な生活環境から地球温暖化などの地球規模の環境問題までとします。

▼図表 1-3 対象とする環境要素

対象	対象となる環境要素
生活・快適環境	大気、水、土壌、騒音、振動、悪臭、歴史・文化財、景観 等
ごみの減量・リサイクル	廃棄物、資源循環 等
自然環境	森林、河川、自然資源、生物多様性 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊 等
環境学習活動	環境教育、環境学習、環境情報

第5節 各主体の責務

本計画の主体は、市・市民（市民団体含む）・事業者の三者（以下「各主体」という。）とします。

また、本計画の実行にあたっては、本市全体、すなわち各主体が一丸となり進めていくとともに、各々の役割について、それぞれの責務を自覚し、協働して取り組むことが必要です。

▼図表 1-4 各主体の責務

市の役割	<ul style="list-style-type: none">・環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。・事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減等の環境保全に努める。・環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民及び事業者の環境に対する意識の啓発、高揚に努める。・市民及び事業者が行う環境保全活動に協働してその活動を支援する。	
市民の役割	個人	<ul style="list-style-type: none">・日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める。・地域の環境の保全に関する活動への参加に努める。・市が実施する環境の保全に関する施策に協力する。
	市民団体	<ul style="list-style-type: none">・社会的責任を自覚し、情報の提供、活動機会の充実を図る。・市、事業者及び市民と協働して環境保全活動に努める。・市が実施する環境の保全に関する施策に協力する。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害等を防止する。・自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる。・資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生抑制等により環境への負荷の低減に努める。・地域の構成員として、地域の環境の保全に関する活動への参加に努める。	

第6節 環境を取り巻く社会動向

1 世界の動向

1-1 パリ協定

パリで開催された「第21回締約国会議（COP21）」において、2020年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が平成27（2015）年12月に採択されました。「パリ協定」は、世界共通の長期目標として世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満（努力目標として1.5℃）に抑えることとし、①すべての国による削減目標を5年ごとに提出・更新、②各国の適応計画プロセスと行動の実施、③先進国が引き続き資金を提供することと並んで開発途上国も自主的に資金を提供すること、④共通かつ柔軟な方法で各国の実施状況を報告、レビューを受けること、⑤「二国間クレジット制度」を含む市場メカニズムの活用等が位置づけられています。

国名	削減目標	比較年
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 60-65% 削減 ※2030年前後に、CO ₂ 排出量のピーク	2005年比
EU	2030年までに 40% 削減	1990年比
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 33-35% 削減	2005年比
日本	2030年度までに 26% 削減 ※2005年度比では25.4%削減	2013年度比
ロシア	2030年までに 70-75% に抑制	1990年比
アメリカ	2025年までに 26-28% 削減	2005年比

出典）全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jocca.org/>) より

1-2 持続可能な開発目標

平成27（2015）年9月、国連サミットにおいて、令和12（2030）年までの国際社会の目指すべき目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs）を設定しています。SDGsの17のゴールには、環境に関連するものが多く含まれ、実施に向けて多様な主体が関与しており、様々な取り組みがとられています。



2 国の動向

「SDGs」や「パリ協定」の採択を受け、国では、「環境基本法第 15 条」に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」が平成 30（2018）年 4 月に閣議決定されており、この中で以下のような環境施策の方向性等が示されています。

【持続可能な社会に向けた基本的方向性】

■SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化

- ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
- ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく

■地域資源を持続可能な形で活用

- ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す

■幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

→これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す



○各地域がその特性を生かした強みを発揮

→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成

→地域の特性に応じて補完し、支え合う

【施策の展開】

■分野横断的な6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定

6つの重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど) ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等) ○ AI等の活用による生産最適化 等 	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 

■環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進

重点戦略を支える環境政策

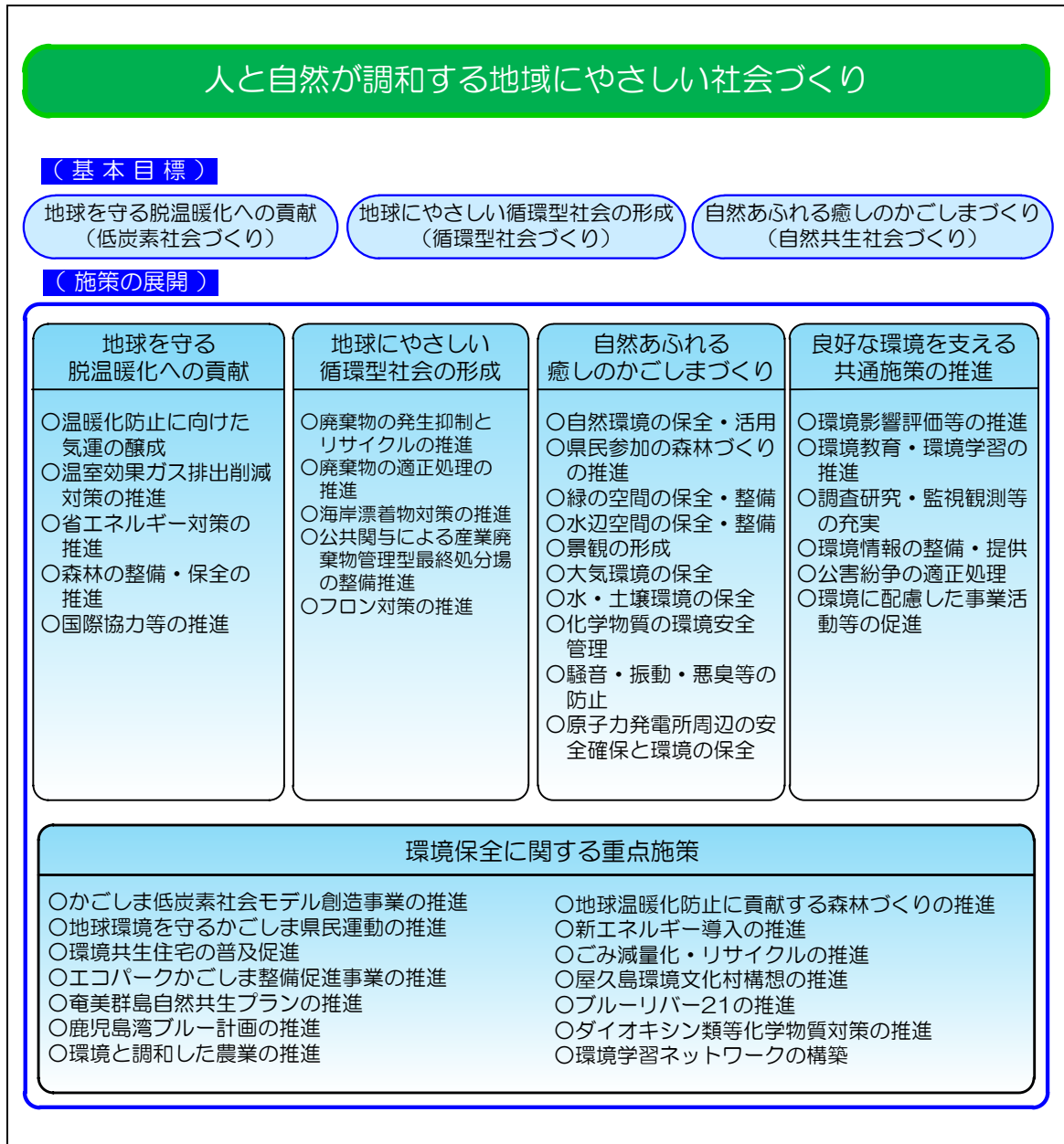
環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

<p>○気候変動対策 パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施 長期大幅削減に向けた火力発電(石炭火力等)を含む電力部門の低炭素化を推進 気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施</p>	
<p>○循環型社会の形成 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施</p>	
<p>○生物多様性の確保・自然共生 生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施</p>	
<p>○環境リスクの管理 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策</p>	
<p>○基盤となる施策 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等</p>	
<p>○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等</p>	

出典：環境省「第五次環境基本計画」

3 鹿児島県の動向

鹿児島県では、平成 23（2011）年 3 月に「鹿児島県環境基本計画」が策定されています。県では、健やかでうるおいのある環境を目指して、環境保全に向けた、県民・事業者・行政のそれぞれが取り組む計画としています。



出典：鹿児島県「鹿児島県環境基本計画」